

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）等への 居住費及び食費の負担軽減について

介護保険制度における施設入所・居住系サービスを利用するにあたっては、当該利用者は介護給付により1～3割の負担となる利用料の外、各事業所・施設が個別に定める居住費、食費等を負担することとなるが、介護保険施設（特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院）への入所や短期入所サービス（短期入所生活介護・短期入所療養介護）を利用する場合には、低所得者等の利用が困難にならないよう、居住費及び食費について、所得等に応じた負担軽減制度が設けられている。

一方、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）・小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護（以下、グループホーム等）については、介護保険施設等と同様に居住費、食費等の負担が発生するものの、負担軽減制度の対象とされていない。

近年増加を続けている認知症高齢者及び部分的に自立した生活を営む能力を有した要介護高齢者等が施設入所・居住系サービスを利用するにあたっては、住み慣れた地域の中で能力に応じて自立した生活を続けることを可能とするグループホーム等の利用を望まれるケースが多いものの、低所得者等にとっては費用負担面においてハードルが高いことから、負担軽減制度が利用可能な介護保険施設への入所を選択せざるを得ない場合もある。

については、各利用者が金銭的理由によりグループホーム等の利用を断念することなく、それぞれの実態に即した介護サービスの選択を可能とするよう、次の事項を要望する。

- 1 グループホーム等に係る居住費及び食費について、介護保険施設等と同様に、所得等に応じた負担軽減制度を創設すること。
- 2 制度の創設を行うに当たり、国において必要な財政措置を行うこと。

令和3年 月 日

厚生労働大臣 田村憲久様

九都県市首脳会議

座長 千葉市長

埼玉県知事

千葉県知事

東京都知事

神奈川県知事

横浜市長

川崎市長

さいたま市長

相模原市長

神谷俊一

大野元裕

熊谷俊人

小池百合子

黒岩祐治

林文子

福田紀彦

清水勇人

本村賢太郎